

平成 27 年 3 月 27 日
港湾局 海岸・防災課「港湾の事業継続計画（港湾 B C P）策定ガイドライン」
の策定について

「国土強靱化アクションプラン 2014」（国土強靱化推進本部決定 H26.6）において「国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画（港湾 BCP）が策定されている港湾の割合」が重要業績指標（K P I）の一つとして設定されております。【3%（H24） → 100%（H28）】

今般、国土交通省港湾局では、この重要業績指標（K P I）を確実に達成するために「港湾の事業継続計画（港湾 BCP）策定ガイドライン」を策定しました。今後、全国の港湾管理者に配布し、実効性のある港湾 BCP の策定と策定後の継続的な取り組みを促して参ります。【H26.12 末現在の策定済み港湾数 30 港 / 125 港 = 24%】

別添 港湾 BCP（港湾の事業継続計画）の概要について

※同ガイドラインについては下記のウェブサイトをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000067.html

以上

問合せ先：国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害対策室
室長 加藤 ^{かとう} （内線 46-751）
補佐官 針谷 ^{はりがい} （内線 46-752）
専門官 白崎 ^{しらさき} （内線 46-765）
代表 03-5253-8111
直通 03-5253-8689
FAX 03-5253-1654